

(第4編)

第3章の2 (検察官) 裁定の承諾による訴訟手続き

(訳者注: proceso por aceptación de decreto ((検察官) 裁定の承諾による訴訟手続き) とは、検察官の加罰提案を確定判決へ転換することで、司法の迅速化を図るもので、2015年から施行されている。)

(本章の新設。2015年)

第803条の2のa (検察官) 裁定の承諾による訴訟手続きの要件。

検察官による捜査の開始後、または、司法手続きの開始後、予審段階が終了するまで、いつでも、たとえ、被捜査者が陳述するために呼ばれていなくても、累積的に次の要件が満たされるときは、(検察官) 裁定の承諾による訴訟手続きを行うことができる:

1. その犯罪が、自動車および自動二輪車の運転の資格剥奪の有無にかかわらず、罰金または社会奉仕労働あるいは1年以下の禁固であって、刑法第80条の規定に従って執行猶予が付けられる禁固で処罰される。
2. 検察官が、具体的に適用できる刑罰が罰金または社会奉仕労働、および、場合によって、自動車および自動二輪の運転の資格剥奪の刑であると理解している。
3. 訴訟事件に私人訴追人が出廷しない。

(本条の新設。2015年)

第803条の2のb 目的物。

- ① 検察官が発令する(検察官) 裁定の承諾による訴訟手続きの対象は、罰金、社会奉仕労働および、場合によって、自動車や自動二輪の運転資格剥奪刑を科す刑事訴訟である。
- ② さらに、物の返還や損害賠償を求める民事訴訟を対象とすることができる。

(本条の新設。2015年)

第803条の2のc 刑罰賦課提案の裁定の内容。

検察官により出される刑罰賦課提案の裁定には次の内容が含まれる:

1. 被告人の本人確認。
2. 処罰対象行為の記述。
3. 犯された犯罪の表示および存在する証拠の簡潔な記述。

4. 場合によって、禁固刑が（別の刑で）代替されなければならないと（検察官が）理解するところの根拠の短い表示。
5. 提案する刑。この手続きの目的のため、検察官は、罰金または社会奉仕労働、および場合によって、自動車または自動二輪の運転資格剥奪刑を、（刑法で定められた下限よりも軽い刑を科すことがあるが）法に規定される刑に関して3分の1までを減じて、提案できる。
6. 場合によって、（物品等の）返還および賠償の要求。

（本条の新設。2015年）

#### 第803条の2のd 予審裁判所への送付。

検察官が下した刑罰賦課提案の裁定は、その認可と被捜査者への通知のために予審裁判所に送られる。

（本条の新設。2015年）

#### 第803条の2のe 認可の決定。

- ① 予審裁判所は、第803条の2に定められた要件を満たしている場合、（検察官の）刑罰賦課提案の裁定を認可する。
- ② 予審裁判所が（検察官）裁定を認可しない場合、その裁定は無効となる。

（本条の新設。2015年）

#### 第803条の2のf 決定の通知および（出頭）会合(*comparecencia*)への呼出し。

- ① （検察官）裁定を認可する（裁判所）決定が予審裁判所によって下されると、決定は（検察官）裁定とともに被告人に通知され、被告人は設定された日時に裁判所に出頭するよう呼び出される。
- ② （検察官）裁定の通知で、被告人に、（出頭）会合の目的、会合のための弁護士の強制的支援、不出頭の効果、または、出頭した場合には裁定に含まれる提案を受け入れるか拒否する権利が通知される。また、この訴訟事件で弁護士による防御を受けられない場合には、次条に規定される期限の前に、信頼できる弁護士に相談する、または、当番弁護士を依頼する必要があることも通知される。

（本条の新設。2015年）

#### 第803条の2のg 弁護士の援助の申請。

被告人に弁護士の支援が欠けている場合には、当番弁護士が指定され、被告人に助言

して、支援する。

(出頭) 会合が開催されるために、当番弁護士の指定申請は、指定された期日の日の前5開廷日の間に行われなければならない。

(本条の新設。2015年)

#### 第803条の2のh (出頭) 会合

① 提案された処罰を受け入れるためには、被告人は弁護士に帯同されて予審裁判所に出頭しなければならない。

② 被告人が出頭しなかった場合、または、検察官の刑罰、返還または賠償についての提案を全部または一部を拒否した場合には、その提案は無効となる。被告人が弁護士なしで出頭した場合、裁判官は第746条の規定に従って(出頭)会合を中断し、その開催の新たな期日を指定する。

③ (出頭)会合の際、裁判官は、弁護士の立会いのもと、被告人が刑罰賦課提案の裁定の意味とそれを受け入れた場合の効果を理解していることを確認する。

④ (出頭)会合はその全体が視聴覚メディアに記録され、それが物理的に不可能な場合には一般規則に従って文書化される。

(本条の新設。2015年)

#### 第803条の2のi (検察官) 裁定の(裁判所の)有罪判決への変換。

被告人が(出頭)会合で、刑罰の提案をそのすべての条件で受け入れた場合、予審裁判所はそれに確定司法裁定の性格を与える。裁定は3日以内に有罪判決の形式で、および、そのすべての効果を持って文書化される。この有罪判決については、いかなる不服申立ての対象にならない。

(本条の新設。2015年)

#### 第803条の2のj 刑罰賦課提案の裁定の無効性。

刑罰賦課提案の命令が、予審裁判所が認可しなかったことにより、被告の不出頭により、または、被告人が(提案を)受入れなかったために無効になる場合、検察官はその内容に拘束されず、対応する手段を通じて訴訟を続行する。

(本条の新設。2015年)